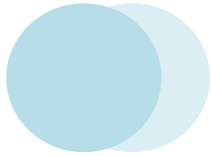


次世代法

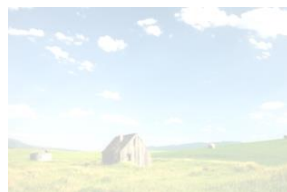


この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的とした法律です。正式には『次世代育成支援対策推進法』と言い、平成十七年に施行されました。

法人の義務とは？

- 1) 一般事業主行動計画を策定すること
- 2) 一般事業主行動計画を労働局へ届出ること
- 3) 一般事業主行動計画を職員へ周知すること
- 4) 一般事業主行動計画を一般に公表すること

この法律における法人の義務は大きく4つあります。当法人もこの計画を策定し、労働局へ届出しています。また、ホームページにて一般へ公表しております。



一般事業主行動計画とは？

法人が、次世代法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。法人は職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、行動計画に以下の内容を定めます。

- 1) 計画期間
- 2) 目標
- 3) 目標を達成するための対策の内容と実施時期



かけがえのない。



職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組み、また、職員の労働環境の向上を図るため、次のように行動計画を策定する。

期間:平成28年4月1日～平成33年3月31日

目標①

妊娠中の女性職員及び、介護・育児のための、パンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

[対策]

- 平成28年4月～ 社員の具体的なニーズ調査、管理についての情報収集
- 平成28年6月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標②

産休・育休及び介護休のための窓口を設置する

[対策]

- 平成28年4月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成28年6月～ 相談窓口の設置について社員へ周知

目標③

年次有給休暇の取得日数向上を推進すると共に、現行の指定休(14日)の取得励行を管理する。

[対策]

- 平成28年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成28年6月～ 指定休暇の取得状況を把握する。